

令和 6 年度第 2 回  
昭島市国民健康保険運営協議会議事要旨

令和 6 年 1 月 15 日

保 健 福 祉 部 保 険 年 金 課



## 令和6年度第2回昭島市国民健康保険運営協議会

令和6年11月15日（金）午後1時30分開会

昭島市役所 第2委員会室

### 1. 開会

### 2. 報告

- (1) 令和5年度昭島市国民健康保険特別会計決算について
- (2) 令和6年度昭島市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
- (3) 国民健康保険被保険者証の交付終了について

### 3. その他

---

#### 出席委員（8名）

委員 下田	初穂君	委員 石原	正昭君
委員 小林	基久君	委員 竹口	甲二君
委員 大澤	康男君	委員 岸野	康男君
委員 島津	智子君	委員 热田	善信君

#### 欠席委員（2名）

委員 山本	莊太郎君	委員 鈴木	克仁君
-------	------	-------	-----

---

#### 説明者

保健福祉部長 萩原 秀敏、保健福祉部保健医療担当部長 岡本 由紀子、  
保険年金課長 高玉 健二、保険年金課保険係長 古屋 泰大、  
保険年金課賦課担当係長 須崎 春奈、保険年金課保険係主事 下田 未果

---

(午後 1時30分)

◎開 会

○会長

それでは改めまして皆さんこんにちは。本日はお忙しいところ、国民健康保険運営協議会にご出席を賜りまして、ありがとうございます。

それでは早速でございますけども、会議に入らさせていただきます。事務局から配付資料の確認をお願いいたします。

《配布資料の確認》

○会長

それではただいまから、令和6年度第2回国民健康保険運営協議会を開催いたします。なお、本日は、保険薬剤師代表の山本委員、被用者保険等代表の鈴木委員さんが欠席となっておりますが、定数には達しておりますので、本協議会は成立をしております。

---

○会議録署名委員の指名

---

○会長

それでは、次第に従いまして進めていきたいと思います。まず、報告事項の1、令和5年度秋祭り国民健康保険特別会計決算について、これにつきまして事務局の報告を求めます。

○事務局

それでは報告事項1、令和5年度昭島市国民健康保険特別会計決算の状況について、ご説明いたします。

お手元の資料1をご覧いただきたいと存じます。

まず、決算額でございますが歳入総額は116億6,529万6千円、歳出総額は115億486万5千円で、歳入歳出の差引では1億6,043万1千円の歳入超過となっております。前年度繰越金2億7,583万2千円を差し引きました単年度収支では、1億1,540万1千円の歳出超過となっております。

主な、科目別によります前年度との比較でございますが、歳入では、第1款国民健康保険税が、19億9,243万円、対前年度比1億4,025万7千円、6.6%の減となっております。要因といたしましては、加入者の減少と、さらにその所得の減少によるものでございます。

第3款 国庫支出金につきましては、39万2千円、対前年度比31万9千円、437.0%の増となっております。要因といたしましては、主に出産育児一時金臨時補助金等の増によるものでございます。

第4款都支出金につきましては、75億3,237万9千円、対前年度比1億9,931万9千円、2.6%の減となっております。要因といたしましては、保険給付費等交付金の減によるものでございます。

第6款繰入金につきましては、18億4,069万1千円、対前年度比1億8,807万9千円、11.4%の増となっております。

第7款繰越金につきましては、前年度決算の確定に伴い、前年度繰越金が2億7,583万2千円、対前年度比570万7千円、2.0%の減となっております。

第8款 諸収入につきましては2,356万4千円、対前年度比116万1千円、4.7%の減となっております。要因といたしましては、雑入の減によるものでございます。

これらによりまして、歳入全体では、対前年度比1億5,805万3千円、1.3%の減となっております。

次に歳出でありますが、第1款 総務費につきましては1億5,992万4千円、対前年度比435万8千円、2.8%の増となっております。令和5年度につきましては保険証の更新を行う年度でございましたので、その経費が主な要因でございます。

第2款保険給付費につきましては、73億4,294万8千円、対前年度比2億3,178万1千円、3.1%の減となっております。これは団塊の世代の方が後期高齢者医療制度に移行したことなどにより、被保険者が大きく減少したことが要因として考えられます。しかしながら、被保険者が前年度比5.2%の減少したのに対し、給付費については3.1%しか減少しておりません。これは、注釈にございますとおり、被保険者1人当たりの給付費については、医療の高度化や高額化により前年度比2.2%増加しており、被保険者の減少による給付費の減少を一部相殺しておりますことが要因でございます。

第3款国民健康保険事業費納付金につきましては、東京都へ納付する事業費納付金が増加したことに伴い36億288万円9千円、対前年度比1億9,158万5千円、5.6%の増となっております。

第5款保健事業費につきましても、被保険者の減少を受け、特定健診等の参加者が減少したことにより、委託費用が減少し、1億890万8千円、対前年度比271万1千円、2.4%の減でございました。

第6款基金積立金につきましては、前年度の繰越金などによる剰余金を国民健康保険事業運営基金に積み立てたもので、2億2444万円、対前年度比4,088万6千円、22.3%の増となっております。

第8款諸支出金につきましては、前年度の国・都返還金の確定により、6,575万5千円、対前年度比4,498万9千円、40.6%の減となっております。

以上のことから、歳出全体では対前年度比4,265万2千円、0.4%の減となっております。

令和5年度の決算は、被保険者の減少を受け、歳入、歳出ともに減少いたしました。しかし、保険給付費については、総額は減少しているものの、被保険者1人当たりの給付費

は増加しており、減少幅は限定的でございました。

引き続き、保険税の収納率向上により歳入を確保するとともに、令和6年に策定いたしましたデータヘルス計画に基づく糖尿病と高血圧症対策に重点を置いた保健事業の実施による医療費の適正化により歳出の縮減に努めてまいります。

以上、簡略なご報告で恐縮に存じますが、よろしくお願ひいたします。

○会長

ただいま事務局よりご報告がありましたこれにつきまして何かご意見やご質問ございましたら、お願ひいたします。いかがでしょうか。

○A委員

よろしいですか。

○会長

どうぞ。

○A委員

歳入についてですけれども、今巷でいろいろと言われています週20時間以上ですね、社会保険に加入していること。

そうすると、被保険者がますます減少していくと、その辺の対策というのはどうされるんでしょうか。

○事務局

委員ご指摘の通り、社会保険の適用の拡大が進んでおり、さらに拡大されるような報道もあるということは承知しております。

被保険者の方が減少していく、さらに一定の収入がある方が減少していくということになりますので、国保に入ってらっしゃる方の平均所得というのが引き下がる、このように考えてございます。

ただこの対策と申しましても、なかなか難しいところがございまして、単に保険税率等を引き上げれば歳入の確保に繋がるかと申しますと、先ほど申し上げた通り、加入者の平均所得が下がると見込まれますので、被保険者が減ることによる歳出の減少幅と、その歳入の減少幅を比較して対応の方は検討していきたいかと考えてございます。

以上となります。

○A委員

わかりました。

○会長

いかがですか。特によろしいですかね。これにつきましては、確か 15 日の広報にも、もう既に載っておりますので、市民の方にも確認していただければと思います。なかなか保険給付が増えてくっていうのがね、どうしても、保険税が足りなくなる一番の要因になるのかなと。

それでは、他になければ次に移りたいと思います。

それでは次に報告事項 2 令和 6 年度国民健康保険特別会計補正予算第 1 号について、事務局の報告を求めます。

○事務局

それでは、報告事項 2、令和 6 年度国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）の状況と基金の状況についてご報告いたします。お手元の資料 2 をご覧いただきたいと存じます。歳入につきましては、第 7 款繰越金を前年度決算の額の確定により 1 億 6,043 万円を増額するものでございます。

歳出につきましては、国・都への返還金の確定に伴い、第 8 款諸支出金を 8,880 万円増額し、第 6 款基金積立金に残額の 7,163 万円増額するものでございます。

国民健康保険事業運営基金につきましては、令和 5 年度末の残高は 2 億 9,858 万 2 千円でございました。補正第 1 号による基金積立額と基金利子を合わせて 7,172 万円を積立て見込み額とし、また、取崩額を 2 億 9,000 万円と見込んでおりのことから、令和 6 年度末の基金見込み額は 8,030 万 2 千円となっております。

以上、簡略なご報告で恐縮に存じますが、よろしくお願ひいたします。

○会長

ただいま報告がありました。これにつきまして何かご意見がありましたらお願ひいたします。

特によろしいですか。

何年か前には 6 億円近くあったものが、ここまで減ってきてているということになります。厳しい状況がますます続いているということになります。

それではよろしければ次に移りたいと思います。報告事項 3 国民健康保険被保険者証の交付終了について、これについて事務局の報告を願います。

○事務局

それでは報告事項 3、国民健康保険被保険者証の交付終了についてご説明いたします。お手元の資料 3 をご覧いただきたいと存じます。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正によ

り、令和6年12月2日より国民健康保険被保険者証の交付が終了し、マイナ保険証を基本とした仕組みが開始されます。

すでに交付された保険証については、その有効期限まではこれまで同様に使用可能であり、当市の場合は最長で令和7年9月30日までとなります。

本年12月2日以降は、マイナ保険証の保有状況に応じ、資格確認書または資格情報のお知らせを交付することとなります。

マイナ保険証の保有状況に応じた医療機関の受診方法と交付物についてご説明いたします。表1をご覧ください。まず、マイナ保険証をお持ちでない方の場合についてでございます。こちらはマイナンバーカードをお持ちでない方、マイナンバーカードをお持ちですが、保険証利用登録をされていない方が該当いたします。この場合、医療機関等を受診する際は資格確認書を使い受診いたします。なお、繰り返しとはなりますが、交付済みの保険証を有効期限中はこれまでと変わらず使用することができます。そのため、資格確認書については保険証の有効期限が切れるまでに申請不要で送付をいたします。

次にマイナ保険証をお持ちの方の場合についてでございます。こちらはマイナンバーカードをお持ちで保険証利用登録をされた方が該当いたします。この場合、医療機関等を受診する際には、マイナ保険証を使い受診します。医療機関が、マイナ保険証に対応していない場合、システムトラブル等によりマイナ保険証が使用できない場合は、マイナ保険証に加え、資格情報のお知らせを提示することで受診することができます。資格情報のお知らせについても同様に保険証の有効期限内に申請不要で交付をいたします。

2ページに進みまして、表2をご覧ください。資格確認書について詳細をご説明いたします。まずは様式についてです。3ページをご覧ください。こちらが国より示された資格情報のお知らせの様式例でございます。基本的には現行の保険証と違いはございません。2ページにお戻りいただき、ご覧いただいた通りサイズはカード状であり、材質、色についても現行の保険証と同様でございます。記載事項については必須記載事項のみとし、限度額認定証等の各種証については従来通り別途交付をいたします。また、70歳以上の被保険者の負担割合を示す高齢受給者証についてもこれまで同様に交付をいたします。有効期限も変わらず2年であり、更新も10月に行います。基本的に当市の資格確認書の運用につきましては従来の保険証の運用を踏襲するものでございます。

その一方で、東京都内の自治体においては、高齢受給者証を交付せず、資格確認書と一体化し、また更新期間を1年としたり、更新時期を8月に変更する自治体もあると伺っております。

続きまして資格情報のお知らせについてでございます。4ページをご覧ください。こちらは先ほどご説明したました通り、マイナ保険証が使用できない状況にある際に使用する目的があるとともに、マイナンバーカードと紐づいた保険情報を被保険者に確認いただく目的もございます。2ページにお戻りいただき、表3をご覧ください。ただいま様式例をご覧いただきましたが、こちらはA4サイズの紙に印刷いたします。記載事項については

氏名、記号番号等の情報とともに、70歳以上の被保険者につきましては、負担割合、発効期日、有効期限が記載されます。

有効期限につきましては70歳以上の被保険者につきましては1年となり、更新時期は8月となります。70歳未満の場合は、有効期限はなく、記載事項に変更がない限り使用し続けることができます。

ここまで基本的な制度概要についてご説明いたしました。ここからは基本的な運用とは異なる対応についてご説明をいたします。

まず、新規加入者への対応についてでございます。社会保険の脱退や、転入等による加入手続き時はシステムの仕様上、マイナ保険証の利用登録状況を即時に把握することができません。また、申請者からの聞き取りも正確性を欠く場合があると想定されます。正確な利用登録状況が確認できず、誤ったものを交付してしまった場合、差し替えが生じてしまうことはもとより、最悪の場合、一時的に保険診療が受けられない可能性も生じてしまいます。そのため、新規に当市国民健康保険に加入される方に対しては、暫定的に資格確認書を交付し、次期更新期にマイナ保険証の利用登録状況に応じ資格確認書または資格情報のお知らせを交付いたします。

次に要配慮者への対応についてでございます。要介護者や障害者等、介助者が同行して資格確認を補助する必要があるなどマイナ保険証での受診が困難な場合、申請により資格確認書を交付いたします。

続きまして、DV被害者等の情報閲覧制限設定者への対応についてでございます。これらの方は、マイナ保険証の利用により、加害者に通院先等の情報が漏洩しかねない恐れがありますことから、マイナポータルやオンライン資格確認での情報閲覧制限設定者については、申請によらず資格確認書を交付いたします。

次にマイナンバーカードの紛失、更新、電子証明書の有効期限切れへの対応についてでございます。マイナンバーカードを紛失した方、更新中の方については、申請により資格確認書を交付いたします。また、電子証明書の有効期限切れにつきましては、期限経過後3か月間はマイナ保険証として利用可能となっておりますことから、3か月経過後も更新が確認できない場合は資格確認書を交付いたします。なお、電子証明書の有効期限2~3ヶ月前を目途に地方公共団体情報システム機構・総務省より有効期限通知書が送付され、更新手続きについてご案内があります。

最後にマイナ保険証利用登録解除への対応についてでございます。本年11月1日よりマイナ保険証の利用登録解除申請を受け付けております。申請いただいた方には資格確認書を交付いたします。

以上、簡略なご報告で恐縮に存じますが、よろしくお願ひいたします。

○会長

事務局からご報告がございました。これに対して何かご意見やご質問ございますでしょ

うか。

○B委員

すいません。

○会長

はいどうぞ。

○B委員

マイナンバーカードを持っていて、保険証利用登録をした方ができるとなっているんですけど、保険証の利用登録というのはどういう仕組みなんですか。

○事務局

マイナポータルですか、あとはセブン銀行のATM、あるいは医療機関のカードリーダー、これらでマイナンバーカードと保険証機能の紐付けをする設定をしていただいて、初めてマイナ保険証として使用することができます。

○B委員

普通に医療機関に受診して、マイナンバーカードで受診しますよね。それは紐づけにはなっていない。

○事務局

ただ単にマイナンバーカードを取得されただけではなっていません。医療機関のカードリーダーで登録はできますので、それができる医療機関さんであれば、登録していただければマイナ保険証として利用することができます。

○B委員

とりあえず設定しないと。

○事務局

そうですね、マイナンバーカードを持っていることがすなわち保険証として利用するできるわけではないということになってございます。

○A委員

資格確認書は2年が期限なんですか。

○事務局

法令ですと最長5年ということで認識はしているところなんですが、従来の東京都内の保険証の有効期限は2年間できており、あと事務的なことを申し上げてしまうと、あまり期間が長いとですね、更新作業がどのようにやるかということが引き継がれないという恐れもございますので、これまでの管理運用を踏襲し、当市につきましては2年を有効期限とすることといたしました。

○A委員

この制度に反対する方がいらっしゃるかもしれない。そういう場合は個別対応でやるんでしょうか。

○事務局

先ほどご説明いたしましたが、保険証の利用登録解除の方の受付を始めておりますので、既に登録された方でも制度の不信感等から、マイナ保険証としての利用をやめたいということであれば申し出ていただければ、個別に対応してまいります。

○A委員

わかりました。

○会長

それでよろしいでしょうか。

○事務局

制度の変更内容については今ご説明したような内容でして、こちら、なかなかやはり非常にわかりにくいです。国民健康保険の制度として大元変わるところは何もないんですけども、単純に病院に行ったり、あるいは薬局でお薬をもらったりとかする際の部分で非常にわかりにくいですから、先ほど会長のお話にもありました広報11月15日号の4ページに、ダイジェスト的な内容なんですけれどもその説明を載せたり、あるいはホームページ、あと紙でもですね、簡単な内容をまとめたものを市の施設においてご希望の方にお持ち帰りいただいたり、あるいは病院さんですとかに協力いただいて、病院のカウンターの方に置いていただいたりとかっていうことで、今周知をやっているところなんですけれども、ただ、先日の自民党の総裁選のときにも、これまでのスケジュール感を見直した方がいいんじゃないかっていう話が出たり、あるいは今回始まります国会に向けても、立憲民主党の方から、今年の12月2日で今の保険証の発行を停止するっていうスケジュールをやっぱり見直した方がいいっていうような法案が提出されたりですとか、非常にいろんな情報が飛び交っています。ただ、国民健康保険を実際に使っていただく皆さんと一緒にや

っています市としましては、どういったスケジュールでルールのマイナーチェンジがあつたとしても、国民健康保険制度の大本に変わるものではありませんので、あの皆さんにきついぜひしっかりとご案内ができるようにしていきたいと思っております。

以上です。

○会長

他に何かございますでしょうか。

よろしいですか。

國の方の動きがどうなるかわからないけれども、我々年寄りからすると非常に困った。全てこれがね、カードで全部1本でできるって言われても、なかなかこう上手くできない。やっと使っているような状況なんですね、わかりやすくね、説明いただけるように、そこはよろしくお願ひいたします。

それでは次第でいきますと、その他ということになります。その他につきまして、事務局の方から何かありますでしょうか

○事務局

今後の日程についてご説明をさせていただきます。

次回は来年1月以降に当市独自の保険税軽減の継続について、また税制改正大綱を踏まえまして、保険税の賦課限度額の引き上げについてと、法定軽減の対象拡大について議題として開催したいと考えてございます。また近くになりましたら日程調整をさせていただきますので、何卒よろしくお願ひいたします。

以上となります。

○会長

それでは他に皆さんの方から何かございますか。なければ、これをもちまして本日の会議をいます。どうも大変ありがとうございました。

(午後2時1分)